



愛媛県管理港湾における放置艇対策について

国土交通省及び水産庁は、令和6年3月に『三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性』を策定し、『地域にとって支障が大きい放置艇を、令和16年度までに解消すること』を全国目標に掲げており、全国的にも放置艇対策が推進されています。

本県管理港湾においても、令和16年度までに放置艇数を0隻にすることを目指し、銳意放置艇対策を進めているところですが、このたび、令和8年3月以降に順次、放置等禁止区域を設定していくこととなり、これらを周知するためのポスターを作成しましたので、お知らせします。

【参考】

- ◆放置等禁止区域設定後において、港湾管理者に無許可で係留を続けた場合、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金が処される可能性がありますが、係留することに支障が無いことを確認のうえ、港湾管理者から許可を受けた場合、継続した係留が可能となります。
- ◆放置等禁止区域の設定時期は、各県管理港湾によって時期が異なりますが、放置等禁止区域設定前に、各港湾において、船舶所有者向けに説明の機会を設けることを予定しています。説明会の実施予定等、詳細につきましては、下記担当までご連絡をお願いいたします。

○ 公表資料

- ・船舶の不法係留を禁止するポスター

【担当】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4 丁目4-2
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課
管理係 近藤
TEL 089-912-2691 (内線4375)
FAX 089-912-2689
e-mail kouwankaigan@pref.ehime.lg.jp